

平成23年9月第34回互理町議会定例会会議録（第1号）

○ 平成23年9月7日第34回互理町議会定例会は、互理町議会議事堂に招集された。

○ 応招議員（20名）

1 番 小野 一雄 2 番 熊澤 勇

3 番 鞠子 幸則 4 番 相澤 久美子

5 番 渡邊 健一 6 番 高野 孝一

7 番 穴戸 秀正 8 番 安藤 美重子

9 番 鈴木 高行 10番 平間 竹夫

11番 佐藤 アヤ 12番 佐藤 實

13番 山本 久人 14番 熊田 芳子

15番 安田 重行 16番 永浜 紀次

17番 高野 進 18番 島田 金一

19番 安細 隆之 20番 岩佐 信一

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（20名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（ 0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	森 忠 則	企画財政課長	佐 藤 仁 志
震災復興推進課長	高 橋 伸 幸	税務課長	日 下 初 夫
町民生活課長	安 喰 和 子	保健福祉課長	佐 藤 浄
産業観光課長	東 常 太 郎	わたり温泉鳥の海所長	作 間 行 雄
都市建設課長	古 積 敏 男	上下水道課長	清 野 博 文
会計管理者 会計課長	齋 藤 良 一	教育長	岩 城 敏 夫
学務課長	遠 藤 敏 夫	生涯学習課長	佐々木 利 久
農業委員会 事務局長	酒 井 庄 市	監査委員	齋 藤 功

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	佐 藤 正 司	庶務班長	牛 坂 昌 浩
書記	桜 井 直 規		

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

議長諸報告

日程第3 提出議案の説明

午前9時58分 開会

議長（岩佐信一君） これより平成23年9月第34回亘理町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、暑い方は上着を外すことを許可いたしておきます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩佐信一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、11番 佐藤アヤ議員、12番 佐藤 實議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（岩佐信一君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、別紙会期日程案のとおり、本日から9月22日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月22日までの16日間に決定いたしました。

議長諸報告

議 長（岩佐信一君） 次に、諸般の報告をいたします。

一つ、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

一つ、町長提出議案についてであります。町長から条例案6件、補正予算案5件、報告2件並びに平成22年度各種会計の決算認定案12件の合計25件の議案を提出されております。

一つ、一般質問についてであります。一般質問の通告を12名から受理しております。

一つ、議員派遣の件について、会議規則第112条の第1項ただし書きの規定により、お手元に配付のとおり、議長において決定しましたので報告いたします。

また、今期定例会前に派遣を決定しておりました議員から、お手元に配付のとおり議員派遣結果報告書3件が提出されておりますので報告いたします。

一つ、監査委員から例月出納検査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

一つ、閉会中の議会及び議長の動向について、別紙お手元に配付のとおり報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 提出議案の説明

議 長（岩佐信一君） 日程第3、提出議案の説明を求めます。

町長、登壇。

〔町長 齋藤邦男君 登壇〕

町 長（齋藤邦男君） それでは、提出議案のご説明を申し上げます。

本日、第34回互理町議会定例会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議賜りますのは、議案11件及び報告2件並びに認定12件であります。よろしく審議方お願いを申し上げます。

初めに、議案第42号 亶理町町税条例の一部を改正する条例につきましては、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が平成23年6月30日に公布され、政策税制の拡充等を目的とした寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ、さらには租税罰則の見直し等に係る改正等が主なものであります。

議案第43号 亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例につきましても、地方税法の改正により条文の整備を行ったものであります。

議案第44号 亶理町精神障害者通所授産施設条例の一部を改正する条例につきましては、今回の東日本大震災により字中町1番地1にあった施設が全壊したため、字中町東20番地1にある建物を借り上げて事業を行うために、設置位置を変更するものであります。

議案第45号 亶理町介護認定審査会特別会計条例を廃止する条例につきましては、亶理町地域介護認定審査会の共同設置に関する規約第3条第2項の規定に基づき、平成23年度より幹事町が山元町に移ることから本条例を廃止するものであります。

議案第46号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正され、支給する対象遺族が追加されることとなったための改正を行うものであります。

議案第47号 阿武隈川河川敷採草地利用事業分担金徴収条例につきましては、国土交通省が定めた河川敷地占用許可準則第6条第1項の規定により、河川敷の占用許可を受けることができるものは国または地方公共団体となっていることから、河川敷地の採草地を利用し、酪農を営む者が町に対し分担金を納入するための条例を制定するものであります。

次に、予算関係議案についてご説明申し上げます。

初めに、議案第48号 平成23年度亶理町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33億7,451万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ220億1,223万2,000円とするものであります。

それでは、歳出予算の主なものについてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましても6月補正予算と同様に、東日本大震災に関連する事業の増額補正と東日本大震災の影響から今年度実施できない事業を精査したことによる減額補正などがその主なものになります。

2款総務費についてであります。初めに、柴町区及び浜吉田西区の集会所改修工事に伴い、亘理町集会所建設事業補助金交付要綱第1条の規定に基づき、合わせて110万6,000円を増額補正するものであります。次に、今回の東日本大震災により役場本庁舎が使用できなくなったことから、新たに防災無線室兼サーバー室を設置することになりますが、その電気工事費等の増額補正とプレハブリース料の減額補正を合わせ庁舎管理経費として580万円を増額補正するものがその主なものであります。

3款民生費につきましても、東日本大震災により実施できない事業の精査による減額と、被災された方々の援護・支援に要する経費等を計上したものであります。被災された方々への援護・支援の主なものとしては、地域支え合い体制づくり事業、すなわちサポート拠点事業として、仮設住宅等に入居している高齢者や障害者の相談や生活支援などを総合的にサポートする事業費として3,531万6,000円を増額するもののほか、地域支え合い体制づくり事業すなわち園芸療法拠点事業として、仮設住宅で生活する農業者に対し、就業意欲の向上や高齢者等の生きがい対策を目的に、農業のできる場を提供する事業費等として7,800万円を増額補正するものであります。さらには、災害救助経費として1億6,403万7,000円を増額補正するものであります。福祉避難所運営委託料等として222万円、仮設住宅に係るスロープ・手すりのほか網戸設置工事費等として5,330万8,000円、災害援護資金として8,754万9,000円を増額補正するものなどがその主なものであります。

4款衛生費につきましては、東日本大震災により葬祭場の火葬炉設備が被災したため、その復旧費用を亘理地区行政事務組合葬祭費負担金として308万1,000円増額補正するものであります。

6款農林水産業費につきましても、東日本大震災の影響により実施できなくなった事業の精査による減額に加え、被災した大型ハウスや穀物乾燥施設等といった各種農業用設備の復旧に要する費用や、農業機械・生産資材等の導入事業などに

対し、東日本大震災農業生産対策事業補助金として4億4,875万5,000円を増額補正するものがその主なものであります。また、甚大な被害を受けた水産業関連につきましても、宮城県漁業協同組合亙理支所が実施する漁具倉庫等の仮設プレハブ設置事業に対し、漁業振興施設整備事業補助金として220万円を増額補正するものであります。

7款商工費につきましては、東日本大震災により被災した中小企業や自営業者を対象に、町内3カ所（築港地内、新御狩屋地内、東郷地内）において、独立行政法人中小企業基盤整備機構と連携しながら震災緊急復興事業すなわち仮設店舗・工場等施設整備事業を実施する予定であります。新狩屋地区仮設事務所設置に係る土地の賃借料4万4,000円のほか、公共ゾーン仮設店舗等用地の整備工事費として600万円を増額補正するものであります。なお、現在のところ3カ所を合わせて40件の入居申し込みが出ているところであります。

8款土木費5項住宅費につきましては、災害救助法の対象にならないことから、6月補正において町の単独事業として仮設住宅の案内看板及びスロープ設置費等を予算計上したところであります。急遽、災害救助法の対象として認められたことから、電気料等の燃料光熱水費もあわせて3款民生費に予算組み替えするものであります。また、仮設住宅の玄関網戸設置につきましては災害救助法に該当することから、3款民生費3項災害救助費に計上したところであります。既に網戸を設置済みの一部の世帯が対象外となることから、町単独事業の仮設住宅玄関網戸設置事業補助金として90万円を増額補正するものであります。

9款消防費につきましては、東日本大震災における県内消防団員の犠牲者が多数に上り、今年度に限り非常勤消防団員補償報償組合負担金が増額されたことから、1,208万4,000円を増額補正するものであります。

10款教育費につきましては、初めに2項小学校費、3項中学校費において、当初予算の際に経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護・準要保護児童生徒就学援助費を予算計上しているところですが、今回の東日本大震災により新たに該当する児童生徒が多数に上ることから、不足額として小学校費1,558万3,000円、中学校費1,607万8,000円をそれぞれ増額補正するものであります。次に、図書館において貸し出し中に津波により流出した図書

等の購入費として170万円を増額補正するもののほか、学校給食費において給食材料費343万4,000円、調理等委託料243万6,000円を増額補正するものであります。これは宮城県から宮城県立山元支援学校の給食調理を請け負うためのものであります。宮城県から委託されていた山元町立中浜小学校が今回の津波により被災し、給食の提供を継続することができなくなったことから亙理町に依頼があったためのものであります。

11款災害復旧費につきましては、今回の大震災により被災した各施設の災害復旧経費を計上したものであります。農業施設災害復旧費につきましては、津波被害を受けたイチゴ畑の除塩作業委託料として3,841万6,000円を増額補正するほか、農業環境改善センター災害調査委託料として272万3,000円を増額補正するものであります。

文教施設災害復旧費につきましては、保健体育施設、公立学校施設、社会教育施設における災害復旧に要する経費を計上しているところであります。各施設の災害復旧に係る設計委託料を計上しているほか、小・中学校の復旧工事費として463万5,000円、悠里館屋根がわら等の災害復旧工事費として800万円を増額補正するものがその主なものであります。

次に、災害廃棄物処理費についてであります。3月までの災害瓦れき等の撤去業務委託料、すなわち一次仮置きとして24億4,175万9,000円を増額補正するもののほか、瓦れきの一次仮置き場借り上げ料として600万円を増額補正するものであります。

社会福祉施設等災害復旧費につきましては、逢隈児童館が東日本大震災後、雨漏りするようになったことから、災害復旧工事費として148万5,000円を増額補正するものであります。

最後に、労働施設災害復旧費になりますが、勤労青少年ホームの災害調査委託料として225万6,000円を増額補正するものであります。

次に、歳入予算の主なものについてご説明を申し上げます。

1 款町税につきましては、津波により浸水した地域を中心に個人町民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税について課税免除または減免を行ったことから、町税総額で6億6,300万円を減額補正するものであります。

13款国庫支出金につきましては、災害弔慰金負担金及び災害障害見舞金負担金を県支出金へ組み替えするため減額補正するもののほか、災害廃棄物処理費の増額に伴う災害廃棄物処理費補助金として20億8,711万円を増額補正するものであります。

14款県支出金につきましては、初めに負担金であります国庫支出金からの組み替えとなる災害弔慰金負担金及び災害障害見舞金負担金を国庫負担金で減額した額と同額増額補正するもののほか、災害援護資金負担金として8,755万円を増額補正するものであります。次に補助金であります、地域支え合い体制づくり事業に対する補助金として1億1,313万6,000円、東日本大震災農業生産対策交付金として4億1,671万円、さらにはイチゴ畑への除塩事業に対する農業施設災害復旧費補助金として3,348万1,000円を増額補正するものなどが主なものであります。最後に委託金についてであります、宮城県議会議員選挙費委託金として666万9,000円、学校給食供給委託金として342万4,000円、そして災害救助費委託金として5,810万8,000円を増額補正するものであります。

16款寄附金につきましては、全国の方々から今回の東日本大震災に係る災害復旧復興のための寄附金として80件、3,183万7,000円をちょうだいしたほか、ふるさと納税など震災以外の目的で6件、32万円。合わせて86件、3,215万7,000円の貴重なご寄附をちょうだいたしました。衷心より御礼を申し上げます。

9款地方交付税につきましては、今回の補正の調整財源として普通交付税6,126万8,000円、特別交付税4,411万8,000円を増額補正するものであります。

次に、地方債の追加及び変更につきましては、町税の減収分に対し歳入欠陥債の発行が認められていることから、減収額と同額である6億6,300万円を歳入欠陥債として追加するほか、災害廃棄物処理に係る事業費の変更により、災害廃棄物処理事業債の限度額を6億7,190万円に変更するものが主なものであります。

議案第49号 平成23年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ211万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億4,427万1,000円とするものであります。今回の補正は東日本大震災による国民健康保険税の減免等に係る補正であり、一般被保険者国民健康保険税及び退職被保険者等国民健康保険税を合わせて4億1,077万

3,000円を減額補正するものであります。減免した金額については全額、災害臨時特例補助金として交付される予定であります。課税免除した金額については現在のところ補助の対象外となっているため、財政調整基金繰入金で対応することとしております。課税免除分については補助の対象となるよう、今後においても引き続き国に強く要望していく考えであります。

議案第50号 平成23年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,183万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億7,941万円とするものであります。今回の補正は東日本大震災による第1号被保険者保険料の減免と利用者負担金等の免除措置等に伴う補正であります。歳入においては第1号被保険者保険料を8,640万円減額補正し、歳出において利用者負担金等の免除に伴う保険給付費8,490万円を増額補正するものであります。保険料の減免と利用者負担金等の減免措置に係る不足財源については全額国から補てんされるため、介護保険災害臨時特例補助金として1億7,130万円を増額補正するものであります。

議案第51号 平成23年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ479万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,418万円とするものであります。今回の補正につきましては、東日本大震災により平成22年度保険料普通徴収第9期分の納期限が3月31日から5月31日に延長されたことに伴い、金融機関で5月31日に口座振替した収入が町に収納されるのは翌日以降の6月になってしまうことから、滞納繰り越し分として409万3,000円を増額補正するものであります。一方、歳出におきましては、保険料と繰越金を合わせた歳入479万1,000円全額を後期高齢者医療保険料負担金として宮城県後期高齢者医療広域連合に拠出するものが今回の補正の内容であります。

議案第52号 平成23年度亘理町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、予算第3条に定めた収益的支出の営業費用において、田沢浄水場の汚泥搬出業務の追加などから510万円増額補正を行うものと、営業外費用において企業債借り入れ利子の軽減が図られたことから33万3,000円を減額補正するもので、総額8億3,710万5,000円とするものであります。予算第4条に定めた資本的収入及び支

出については、収入において予定されていた県から受託工事が延期となったことから、受託工事負担金2,100万円を減額補正し、総額を7,339万7,000円とするものであります。また、支出におきましては、拡張事業費において工事予定箇所の延期から2,000万円減額するもののほか、改良事業費において災害復旧工事費の追加などから2,000万円増額補正するもので、総額3億7,207万2,000円とするものであります。

次に、報告案件についてご説明申し上げます。

報告第5号 平成22年度亘理町健全化判断比率及び資金不足比率については、平成19年度決算から財政の健全性を判断する指標として公表が求められることとなりましたが、本町においては平成22年度においても財政健全化法に基づく4指標いずれもが、国が示す早期健全化基準及び財政再生基準を大きく下回るとともに、資金不足比率についても経営健全化基準を下回り、健全財政を維持しているものであります。

初めに、実質赤字比率並びに連結実質赤字比率については、いずれも黒字となっているため、数字としてあらわせないものとなっているものであります。また、実質公債費比率については、早期健全化基準25.0%及び財政再生基準35.0%となっておりますが、平成21年度をさらに1.1%下回り9.9%となっております。将来負担比率についても、平成21年度をさらに下回り37.9%となっており、早期健全化基準350.0%を大きく下回っているものであります。

次に、資金不足比率については、亘理町公共下水道事業特別会計、わたり温泉島の海特別会計、亘理町工業用地等造成事業特別会計等の3会計とも資金不足が生じていないため、数値としてあらわせないものとなっているものであります。

報告第6号 平成22年度亘理町水道事業会計の資金不足比率については、報告第5号と同じように資金不足が生じていないため、数値としてあらわせないものとなっているものであります。

最後に、認定案件についてであります。認定第1号 平成22年度亘理町一般会計歳入歳出決算認定については、平成22年度の歳入決算額が103億3,184万円に対し、歳出決算額98億3,378万円となり、歳入歳出差し引き額は4億9,806万円となったものであります。この歳入歳出差し引き額から繰越明許費繰越額等2億3,697

万4,000円を差し引いた実質収支額は2億6,108万6,000円の黒字となったものであります。

この認定第1号 平成22年度亘理町一般会計歳入歳出決算についてを含め、認定第2号から認定第11号までの各種特別会計歳入歳出決算については会計管理者に、また認定第12号 平成22年度亘理町水道事業会計決算については上下水道課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

以上、提出議案等の概要であります。慎重ご審議賜り、原案どおり可決、認定くださいますようお願いを申し上げまして提出議案の説明といたします。

議長（岩佐信一君） 提出議案の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時32分 散会

上記会議の経過は、事務局長 佐藤正司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 岩佐信一

署名議員 佐藤アヤ

署名議員 佐藤 實